



# 大阪府行政改革推進計画

平成 12 年(2000 年)度版

平成 12 年3月

大 阪 府

## = 目 次 =

はじめに ..... P. 1

### I. 新たな行政システムの確立

1. 行政評価の推進	(1) 事務事業評価 ..... P. 2 (2) 建設事業再評価 ..... P. 2 (3) 主要プロジェクト評価 ..... P. 3 (4) 経営評価 ..... P. 3
2. 公の施設の改革	(1) 施設のあり方 ..... P. 4 (2) 存続する施設の運営改善 ..... P. 4
3. ボランティア・NPOとの連携強化 と民間活力の導入	(1) ボランティア・NPOとの連携強化 ..... P. 6 (2) 外部委託等の推進 ..... P. 7 (3) PF1の導入検討 ..... P. 11
4. 環境マネジメントシステムの確立	..... P. 12
5. さらなる歳出の抑制等	(1) 事務事業の見直し ..... P. 13 (2) 公共工事のコスト縮減 ..... P. 13 (3) 府有財産の有効活用 ..... P. 13
6. 開かれた府政の推進	(1) 情報公開の推進 ..... P. 14 (2) 規制緩和と府民のための行政手続 ..... P. 15 (3) 外部監査の実施 ..... P. 17 (4) 貸借対照表の試算・公表 ..... P. 17
7. 行政の情報化	(1) 情報システムによる事務の効率化 ..... P. 18 (2) 府民サービスの向上 ..... P. 18 (3) 情報基盤の整備 ..... P. 18
8. 分権時代の府と市町村 との新たな関係の確立	(1) 市町村への権限委譲の推進 ..... P. 20 (2) 市町村の行政体制の整備への支援 ..... P. 20

### II. 組織活力の向上

1. 行政運営体制の改革	(1) 組織・機構の見直し ..... P. 21 (2) 業務執行体制・職制の見直し ..... P. 25 (3) 附属機関の見直し ..... P. 31 (4) 適正な定数管理 ..... P. 32 (5) 事務運営の改善 ..... P. 33
2. 人事諸制度の活性化	(1) 新たな人事制度の構築等 ..... P. 34 (2) 高齢化時代に対応した人事管理 ..... P. 34 (3) 環境変化に対応した能力開発 ..... P. 34 (4) 民間交流の推進 ..... P. 35 (5) 職員の勤務意欲の向上 ..... P. 35

### III. 指定出資法人の改革

1. 経営健全化への取組	(1) 累積欠損金等運営上の課題を有する法人に対する指導強化 ..... P. 36 (2) 外部専門機関等の活用 ..... P. 36 (3) 役職員数の見直し ..... P. 36 (4) 情報公開の推進 ..... P. 37
2. 法人のあり方の検討	(1) 統合の推進、事業内容、運営方法等の再点検 ..... P. 38 (2) 府の関与のあり方 ..... P. 39
3. 法人の自主性・自律性の 促進	(1) 利用料金制度の導入拡大 ..... P. 40 (2) 人材育成の推進 ..... P. 40

【資料編】 ..... P. 45

# はじめに

21世紀を目前に控え、急激な少子・高齢化、長びく景気の停滞、地方分権の進展など、本府を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、時代の要請に的確に応える府政を実現するためには、行財政全般にわたり、府自らが徹底した自己改革を進めることが重要である。

このため、平成8年1月に「大阪府行政改革大綱」を策定するとともに、その後、毎年度「大阪府行政改革推進計画」を策定し、行政改革の推進に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、本府の財政状況は、なお多額の財源不足が見込まれるなど、依然として危機的な状況が続いている。今後とも、府政の再生に向け、行政改革の取組を一層充実・強化させていくことが不可欠である。また一方、平成11年度に地方分権一括法の制定など、本格的な分権型社会の構築に向けた環境整備が整いつつある中で、新たな時代にふさわしい行政システムを構築し、府政への理解や信頼を高めていくことが強く求められている。

これらの状況を踏まえ、平成11年度には行政評価システムを導入するなど、本府の行政改革においても新たな展開を図ったところであるが、今後、これらの取組の発展を図り、新たな行政システムの構築をさらに推し進めていくため、平成12年度当初の取り組みを中心にこの「行政改革推進計画（平成12年度版）」を取りまとめたものである。

今後、本計画を広く府民にPRし、理解と協力を求めながら、総力を挙げて行政改革に取り組んでいくこととする。なお、職員の勤務条件に係る事項については、関係団体と必要な協議を行う。

本府が行政改革を着実に進めていくためには、地方行財政制度上の制約を取り除くとともに、大都市圏特有の行政需要に対応しうる税財源の充実強化が不可欠である。地方分権一括法の成立など分権型社会に向けた取組が活発化する一方、地方税財政制度の抜本的改革などの課題が残されており、本府においても、今後とも真に実効ある地方分権の推進に向けて、他府県や市町村とも連携しながら積極的に取組を進めていく。

# Ⅰ 新たな行政システムの確立

## 1. 行政評価の推進

行政評価については、職員の意識改革を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応しうるスリムで効率的な府政を確立していくために、平成11年度は4つの評価システムを実施したところである。評価結果については、府のホームページや府政情報センターにおいて公表し、府政の透明性の向上を図ることとしている。

今後、平成11年度の取組を踏まえ、現行システムのより一層の充実を図るとともに、外部評価の導入や政策評価、事前、事後にわたる評価など総合的な評価システムの構築に向け検討を進める。

### (1) 事務事業評価

平成11年度は、既存の1,173事業についてその意義や効果を原点から点検、評価するとともに、公の施設27施設について利用状況や類似施設の設置状況等を踏まえ施設の必要性等の精査を行った。（公の施設については4頁「公の施設の改革」参照）

また、各種団体への補助金・負担金についても同様の観点から、その全てを対象として点検を行うほか、試験研究機関8機関についても、各機関ごとに評価を行った。

#### ○ 1,173事業の評価結果

- |             |            |
|-------------|------------|
| 「休止・廃止」するもの | 145件（111件） |
| 「見直し」するもの   | 264件（189件） |
| 「拡大」するもの    | 22件（22件）   |
| 「継続」するもの    | 742件       |

注：（ ）は平成12年度当初に実施するもの

※上記以外の補助金・負担金 548件のうち、

「休止・廃止」するもの 21件、「見直し」するもの 5件

#### ○ 休止・廃止及び見直しによる平成12年度当初予算における削減額

190億5百万円（一般財源 159億86百万円）

今後、以下の点について評価システムの充実を行う。

- ・平成11年度の評価の対象外となった内部管理事務や出先機関の事務について準備の整ったところから評価を実施するなど、評価対象の拡大を図る。
- ・個々の事務事業を包括する施策、政策レベルでの評価や目標管理型の評価方法について検討を進める。

### (2) 建設事業再評価

平成10年度から事業採択後一定期間を経過した建設事業を対象として再評価を実施しており、平成11年度は15件（環境農林水産部：5件、土木部：10件）の事業について、建設事業再評価委員会の意見具申を踏まえ、府としての対応方針を決定した。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ・ 槇尾川ダム → 条件付き事業継続 | ・ その他13事業 → 事業継続 |
| ・ 槇尾川砂防ダム → 継続審議   |                  |

委員会においては、府民からの意見書公募や直接意見を聞く機会を設けるなど府独自の取組を行い審議を重ねた。

また委員会に提出された資料を府のホームページや府政情報センター等を通じて公表するなど、より一層の透明性向上に努めた。

今後は、建設事業再評価委員会の意見具申や平成11年度の取組成果を踏まえ、再評価システムのより一層の充実を図る。

### (3) 主要プロジェクト評価

平成11年度は府が実施又は関与する主要な面的開発プロジェクト及び鉄軌道整備事業、計12事業について、事業の今日的意義や必要性、事業遂行上の課題等の観点から、点検・評価を行った。

今後、継続的に点検を行っていくが、現時点における基本的な対応方針は以下のとおりである。

実施中の事業については、いずれも事業効果の発揮に向けて引き続き推進していく必要があるが、事業採算を取り巻く社会経済環境は依然厳しいことから、一層のコスト削減やさらなる分譲促進等、各事業ごとに具体的な改善の取組を行っていく。

また、未着手または検討段階の事業については、今後、事業成立性や需要と採算性などを厳しく見極めていく。

今後、引き続き点検・評価を実施するとともに、平成11年度の取組成果を検討システムの改善に努める。

また、平成13年度まで凍結中の主要施設については、現構想・計画策定以降の社会経済情勢の変化等を踏まえ、改めて今日的視点から施設機能の必要性や計画の妥当性等について精査を行うなど、引き続き点検評価を進めていくこととする。

### (4) 経営評価

以下の公営企業について、地方公営企業の基本原則である「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」に基づき、経営の効率化と提供するサービスの両面について、改善内容を示す指標とそれぞれの目標の設定を行った。

- ・病院事業 大阪府立病院事業、大阪府立羽曳野病院事業  
大阪府立中宮病院事業、大阪府立成人病センター事業  
大阪府立母子保健総合医療センター事業
- ・大阪府水道事業
- ・大阪府中央卸売市場事業

今後、各公営企業の決算を踏まえ、平成11年度目標の達成状況について評価分析を行うとともに、平成12年度の目標の設定を行い、その達成に向けた具体的な取組方針を明らかにする。

また、公営企業が厳しい経営環境の中で、より質の高いサービスを提供しながら企業性を発揮していくためには、民間の経営手法に学ぶ必要もあることから、外部評価の仕組みを導入することを検討する。

## 2. 公の施設の改革

平成11年度は、府が設置した宿泊・研修施設、貸館施設、スポーツ・レクリエーション施設、図書館、博物館等【別記】2.7施設について、行政評価システムを活用しながら、それぞれ施設のあり方や概ね平成13年度末までに達成すべき目標を検討し、改革プログラムを策定した。

今後、このプログラムに基づき、公の施設の改革を行う。

なお、この期間が満了する時点で再点検を行うこととする。

### (1) 施設のあり方

施設の設置目的、利用人員、施設の稼働率、類似施設の整備状況などを踏まえ、施策目的遂行のために、府自らが当該施設を引き続き管理運営していくことが必要不可欠であるのかを厳しく問い合わせ、施設のあり方を見直す。

- ・臨海スポーツセンター 民間委託による運営（平成12年冬）
- ・能勢の郷野外活動センター 廃止のうえ地元管理（平成11年度末）

#### （参考）

既に平成11年度末廃止を決定している施設

- ・老人福祉センター（樂寿荘、延寿荘）
- ・千早山の家
- ・久美浜臨海学校
- ・勤労者憩の家（ひらおか山荘、かいづか山荘）

### (2) 存続する施設の運営改善

存在価値を評価し、公の施設として引き続き存続する施設については、収支改善や集客アップに努める。

#### ① 自律的目標管理

##### ○数値目標の設定

存続する施設については、各施設ごとに2年から3年後の具体的な数値目標を設定し、施設運営の改革をより実効あるものとする。

なお、目標設定期間が満了する時点で、設定した目標の達成度を点検した上で、次の目標を設定する。

##### ○利用料金制度の導入

公の施設を管理運営する法人の自主的な経営努力による収支改善を促すため、平成11年度から、労働センター、花の文化園、大型児童館ビッグバンに利用料金制度を導入したところであるが、平成12年度からは、宿泊・研修施設、貸館施設、スポーツ・レクリエーション施設について原則導入する。

## ② 財政負担の軽減

### ○歳出削減・収入確保策の推進

上記改善目標を達成するため、施設管理体制を見直すなど経費の削減に努めるとともに、入館者増に向けた取組を行う。

- ・総合青少年野外活動センター 施設規模の縮小
- ・羽衣青少年センター 民間施設との一体的運営を目指す

### ○料金体系の見直し

利用実態に応じた料金など、料金体系について見直しを行う。

## [別 記]

### (宿泊・研修施設)

総合青少年野外活動センター、青少年海洋センター、  
泉佐野勤労青少年研修センター、少年自然の家、青年の家

### (貸館施設)

現代美術センター、文化情報センター、女性総合センター、  
羽衣青少年センター、青少年会館、労働センター、勤労青少年会館

### (スポーツ・レクリエーション施設)

能勢の郷野外活動センター、府立体育会館、臨海スポーツセンター、  
門真スポーツセンター、漕艇センター

### (図書館・博物館等)

中央図書館、中之島図書館、国際児童文学館、弥生文化博物館、  
近つ飛鳥博物館、近つ飛鳥風土記の丘、泉北考古資料館

### (その他)

上方演芸資料館、老人総合センター、花の文化園

### 3. ボランティア・NPOとの連携強化と民間活力の導入

複雑・多様化する府民ニーズに的確に応える公共的サービスを提供するため、民間の自主的な活動であるボランティア・NPOとの連携・協働関係の構築に取り組む。

また、行政運営の効率化、住民サービスの向上等を目指して、行政と民間の適切な役割分担の観点から、あらゆる分野の行政サービスについて、業務の外部委託やPFI事業など、様々な民間活力の導入手法について検討を行う。

#### (1) ボランティア・NPOとの連携強化

大阪府民間非営利活動促進懇話会からの提言を踏まえ、NPO活動の活性化を図る目的から大阪府NPO活動活性化指針を策定し、ボランティア・NPOとの協働事業を推進する。

また、平成12年度は職員の意識改革及びNPO活動環境の整備など、NPO活動の活性化を促進する。

#### ○NPO活動環境整備事業

NPOとの連携を一層推進するため、現状把握を行い、これを踏まえてNPOの円滑な組織運営が図られるよう促す。

また、今後、公共的サービスの充実やNPOの実力向上を目指し、各部局でNPOへのアウトソーシングを積極的に推進するため、パイロット的に委託事業を実施する。

#### ○ボランティア施策推進事業

「府民のボランティア活動支援のための指針 おおきにボランティア」に基づき、ボランティア活動を総合的に支援するため、府民へボランティア活動情報を提供する「大阪ボランティア情報ネットワーク」をはじめ、各部局でボランティアに対する支援施策を実施する。

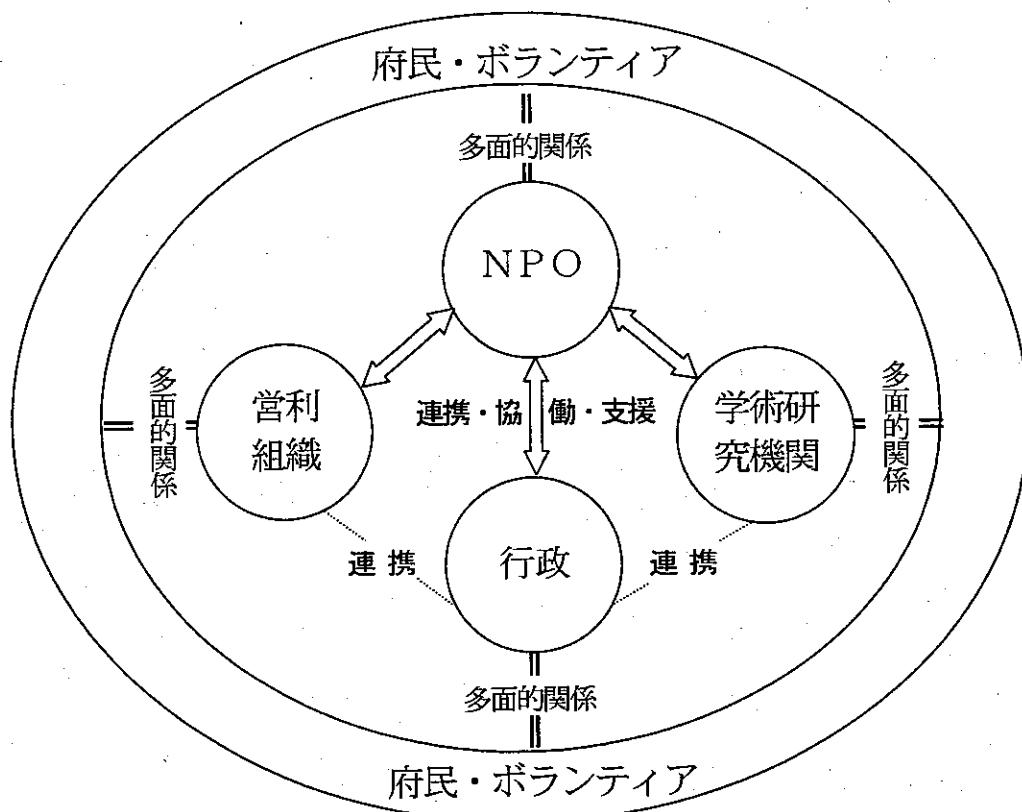
#### ○職員研修の実施

ボランティア・NPOとの協働事業を円滑に推進するため、職員を対象とした、ワークショップ形式の研修会を実施する。

#### (平成11年度の取組状況)

- ・特定非営利活動法人の認証を開始
- ・ボランティア・NPOとの協働事業を推進するため、「行政職員のためのボランティア協働マニュアル」を作成し、全体研修を実施

[ボランティア・NPOと行政と営利組織等との望まれるべき関係]



(2) 外部委託等の推進

従来より、効率性の確保及びサービス向上の観点から、外部委託の推進を図ってきたところであるが（【資料1】P46 参照）、その取組の一層の強化を目指して、平成11年度は「指針」を策定し、外部委託等を検討すべき個別事業「メニュー」の整理を行った。（【別表1】P 9 参照）

今後は、メニューで提示した項目について具体的な検討を行い、順次、実施に移すとともに、新たな項目の掘り起こしにも努めることとする。

## 外部委託等に係る指針

### 1. 取組方針

外部委託については、大阪府行政改革推進計画（平成10年度版）における「公民の役割分担に関する基本指針」において、「民間への委託により、業務の効率性の向上が期待でき、又は高度で専門的なサービスの提供が期待できるなど、その人的資源やノウハウが活用できるものについては積極的に民間委託を進める」と示し順次、その拡大を図ってきたところである。

その後、民間企業等の活動範囲がさらに拡大するとともに、各種規制の緩和が進んできた状況等を踏まえ、従来、主に実施してきた定型的な業務の委託に限らず、民間の有する専門的かつ高度な知識・技術に着目した委託なども含め、より幅広く業務の外部委託等の推進に向けた検討を行うこととする。

### 2. 検討対象業務等

許認可等の公権力の行使や公の意思形成に直接関わるもの除去業務全般について、通常、委託することにより業務の効率性の向上や高度で専門的なサービスの提供が期待できるとされる次の業務区分に従い検討を加え、委託等を検討すべき業務を「検討メニュー」として整理する。【別表1】参照

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ①試験分析・検査・監査等業務 | ⑤調査・研究業務      |
| ②電算システム開発・管理業務 | ⑥施設運営管理業務     |
| ③研修・講座・セミナー等業務 | ⑦その他の専門・技術的業務 |
| ④広報・啓発・イベント等業務 | ⑧その他の定型的業務    |

なお、検討にあたっては、業務委託に加え、人材派遣や非常勤職員の活用、規制緩和を踏まえた民間移行なども含めるほか、幅広く取り組むこととする。

### 3. 実施にあたっての留意点

「検討メニュー」に掲げた個々の業務毎に、コストやサービスの質の比較といった費用対効果のほか、行政責任及び行政水準の確保などについて、具体的・総合的な検証を行った上で、順次、実施を図ることとする。

また、個人情報に関する業務を委託するに当たっては「大阪府個人情報保護条例」に基づき必要な措置を講じるなど、特段の配慮を行うこととする。

なお、契約締結にあたっては、契約書等による責任の所在の明確化に留意するとともに、業務の効率性向上や高度で専門的なサービス提供といった委託化の趣旨が実現されるよう、委託後の業務実施状況の適切な管理に努めることとする。

## 委託等の検討メニュー

## ①試験分析・検査・監査等業務 ※ H12年度の具体化を予定しているもの

項目 (所管部局)	委託化等の内容		備考
・商品テスト業務 (生活文化部)	拡大	消費生活センターの商品テストについて委託を推進	
・高圧ガス保安検査業務 (生活文化部)	拡大	民間検査機関による検査が可能となっている旨を検査対象事業所に周知	
・保健所検査業務 (保健衛生部)	新規	個別検査項目ごとに検査精度の確保に十分配慮しつつ委託を検討	
・病院検査業務 (保健衛生部)	拡大	検体検査のうち、病院の機能維持に不可欠な検査以外のものについて、委託を検討	
・環境試料分析 (環境農林水産部)	拡大	分析手法が明確化され、かつ精度管理が容易な物質についてはコストや処理能力を勘案し、その分析業務の委託を推進	※
・土木材料試験業務 (土木部)	新規	同様の機能を有する公的機関等へ移行	※
・ダイオキシン類に係る 水質検査業務 (水道部)	新規	水道水の水質検査項目として追加されたダイオキシン類の水質検査について専門の検査機関へ委託	※

## ②電算システム開発・管理業務

・サポートセンター運営 業務 (総務部)	新規	一括調達するパソコンのソフトウェアの保守業務を委託	※
・財務会計システムの 運用・管理業務 (総務部)	新規	財務会計システムをホストコンピュータからサーバ機に再構築し、そのシステム運用・管理業務の委託を検討	

## ③研修・講座・セミナー等業務

・職員研修業務 (総務部)	拡大	研修機能の充実の観点から、委託の拡大を検討	
------------------	----	-----------------------	--

④広報・啓発・イベント等業務

・交通安全啓発業務 (土木部)	拡大	一部の啓発業務を関連団体に委託するとともにボランティア等の活用拡大を検討	※
-----------------	----	--------------------------------------	---

⑤調査・研究業務

項目 (所管部局)	委託化等の内容		備考
・加工統計業務 (企画調整部)	新規	統計に対する信頼性や正確性が確保されコスト削減に効果ある業務について委託の可能性を検討	

⑥施設運営管理業務

・施設の保守管理業務 (各部共通)	拡大	より効率的な施設の維持管理を図る観点から、安全性の確保にも留意しながら、委託の拡大を検討	※
・海外事務所運営業務 (企画調整部・商工部)	拡大	香港事務所について、現地の公的経済機関等へ運営を委託	※
・労働情報総合プラザ 運営業務 (労働部)	新規	府立労働センター南館内の労働情報総合プラザ(図書館機能) の運営を委託	※
・女子大学生寮管理業務 (大学)	新規	大阪女子大学生寮の管理業務について非常勤化を検討	

⑦その他の専門・技術的業務

・病院薬局事務 (保健衛生部)	拡大	医薬分業を一層促進するため、院外処方を推進	※
・中小企業診断指導業務 (商工部)	新規	国の制度改正の動向を踏まえ、府が指定する法人に中小企業に対する経営支援対策を総合的に実施する支援センターを設置し診断指導業務(一部除く)の実施主体を移行	※
・中小企業設備近代化 資金貸付業務 (商工部)	新規	国の制度改正の動向を踏まえ、窓口の一元化を図る観点から、設備貸与機関に実施主体を移行	※
・建築確認、検査の民間 開放 (建築都市部)	拡大	国の法改正を踏まえ、建築確認・検査業務の財建築防災センター等の民間機関へ移行を促進	

### ⑧その他の定型的業務

・行政書士試験業務（総務部）	新規	行政書士試験の実施に係る諸作業について国の指定団体へ事務委任	※
・公有財産台帳価格改定業務（総務部）	新規	価格改定にかかる価格算定やコンピュータ入力作業等について委託等の可能性を検討	※
・上記以外の定型的業務（各部共通）	拡大	行政水準の確保や費用対効果を勘案しながら、委託化や非常勤化の拡大を検討	※

### (3) PFIの導入検討

公共と民間との適切な役割分担のもと、効率的な府政の推進を図る方策の一つとして、各部局において各種公共施設へのPFI導入の可能性について検討するとともに、庁内横断組織として設置した「PFI検討委員会」等の場において、全庁的な調整を図る。

#### ※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

民営化、アウトソーシング等とともに、民間活用の導入手法の一つ。1992年に財政難のイギリスで導入され、わが国では平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（いわゆる「PFI推進法」）が成立し、PFI推進に関する基本的な枠組み等が定められた。

## 4. 環境マネジメントシステムの確立

大量生産、大量消費型の生活様式や社会経済活動に起因する今日の環境問題の解決に向け、あらゆる行政分野において環境に対する配慮が求められている。

このような状況を踏まえ、環境マネジメントシステムを確立することにより、府自らが環境に与えている負荷を客観的に把握し、それを自己管理するとともに、具体的な目的・目標を立てて環境改善を図るプロセスを通して、環境という視点から事務経費の削減や業務の改善、職員の意識改革を進める。

### ○環境マネジメントシステムの確立、運用

本庁舎をモデルとした環境マネジメントシステムの運用により、引き続き省エネルギー、ごみのリサイクル、グリーン購入、コピー用紙の使用量の抑制等、環境負荷の改善に取り組むとともに、村野浄水場に続き、環境に対する負荷の大きい出先機関におけるISO14001（環境ISO）の認証取得を図る。

### ※環境マネジメントシステム

企業、事業所などの組織が、自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制や手続等のこと。概ね以下のサイクルによって構成される。

- ①組織自らが事業活動に伴う環境への負荷の把握、評価
- ②環境に関する経営方針や目標、行動計画の設定
- ③目標や計画の実施に当たって責任体制の明確化
- ④達成状況の点検
- ⑤全体のマネジメントシステムの見直し

### ※ISO14001（環境ISO）

環境マネジメントシステムに関する国際規格。近年は事業所だけでなく自治体においても認証取得の動きが活発になっている。

（平成11年度までの取組状況）【資料2】P47参照

## 5. さらなる歳出の抑制等

### (1) 事務事業の見直し

今後とも多額の財源不足が見込まれるなど、依然として、先行きに予断を許さない危機的な財政状況の下、事務事業評価による点検結果を踏まえながら、予算編成を通じ更なる事務事業の見直しに努め、歳出の抑制を図る。

(平成11年度までの主な歳出抑制等の取組状況) 【資料3】 P48参照

### (2) 公共工事のコスト縮減

「大阪府公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」(平成9年9月策定)に基づき、平成9年度からの3年間の計画期間で、平成8年度の標準的な公共工事コストに対して平成11年度で10%以上を目標に、コスト縮減のための具体的方策の実施に取り組んできた。

引き続き、公共工事のコスト縮減を推進するため、現行動計画のフォローアップ結果や国の動向を踏まえ、関係機関と調整を図りつつ、新たな行動計画の検討を進める。

### (3) 府有財産の有効活用

府有財産の効果的かつ効率的な活用を図る観点から、全庁的な検討体制のもと低未利用財産及び用途廃止予定財産の他の用途への転用を推進するとともに、利用する計画のない土地については、積極的に公用廃止・売却を推進する。

また、職員宅舎については一元的な管理体制を進め、集約化と不用施設の売却等を検討する。

#### 大阪府公有財産活用検討委員会による 府有財産の活用方策検討結果(平成11年度)

府内に情報提供した物件数	27件
・活用計画の提案があった物件数	14件(活用計画 延べ21件)
うち 活用計画を承認した物件数	5件(活用計画 延べ7件)
継続協議する物件数	10件(活用計画 延べ11件)
・活用計画の提案のなかった物件数	13件(うち12件を売却予定)

注)重複があるため計は一致しない。

#### 府有財産の売払いによる歳入の確保

売払い目標額 (H11年度～H20年度までの総額)	歳入見込額 (平成11年度)
約1,100億円	約118億円

## 6. 開かれた府政の推進

### (1) 情報公開の推進

行政全般の透明性を向上させ、府政への理解と信頼を深めるため、新しい大阪府情報公開条例を施行し、総合的な情報公開の更なる推進に努める。

#### ○行政文書公開制度の充実

公開請求の対象範囲を組織共用文書（電磁的記録を含む。）に拡大するとともに、請求権者を「何人も」とするなど、行政文書公開制度の充実を図る。

#### ○出資法人の情報公開の導入

特に府の事務と密接な関係を有する出資法人（地方自治法第221条第3項に規定する出資比率50%以上の財団、株式会社等）に対し、モデル要綱を示すなどにより、自主的な情報公開制度を導入するよう指導する。

#### ○総合的な情報公開の推進

「説明する責務」が全うされるようにするために、府政に関する情報が適時に、かつ適切な方法で明らかにされるよう、総合的な情報の公開の推進に関する施策の充実に努める。

##### （情報提供）

府の刊行物の有償頒布を拡大するとともに、郵送、ファクシミリによる情報提供を行うなど、情報提供の更なる拡大と内容の充実を図る。

##### （公表制度の実施）

府の保有する情報を府民の求めを待つことなく、広く一般に公開する「公表制度」を新たに実施する。特に、府がどのような情報を保有しているのかを府民に明らかにするため、共通事務の流れや事務事業の概要に関する資料等府政に関する基礎的な情報の公表を進める。

##### （会議の公開）

非公開会議の見直しや審議会資料の公表など更なる公開の推進に努めるとともに、制度の積極的な広報等により、その普及の促進を図る。

##### （情報公開制度を利用するための資料の充実）

より利用しやすい情報公開制度とするため、行政文書を検索するための資料として、ファイル目録のインターネットでの提供を実施する。

### 【今後の取組】

#### ○出資法人の情報公開の推進

国における特殊法人の情報公開制度の動向も見定めて、出資法人の情報公開の推進に努める。

#### ○総合的な情報公開の推進

府政全般に大きな影響がある施策、計画の案等政策形成の各段階の情報を重点に、公表制度の充実に努める。

#### ○実施機関の拡大

公安委員会（警察本部）等における情報公開制度の適正かつ円滑な実施に努める。

## ○情報通信技術の利用検討

情報化や文書管理の電子化の進展状況を見定めながら、情報通信技術を利  
用した情報公開のあり方について必要な検討を行う。

(平成11年度までの取組状況) 【資料4】 P49参照

## (2) 規制緩和と府民のための行政手続

### ○規制緩和

地方分権一括法の制定に伴う条例及び規則の見直しを契機として、許認可  
等や行政指導のあり方について見直しを実施するとともに、規制緩和及び府  
民の負担軽減の観点から事務の見直しを行う。

### ○申請書類等の簡素化

提出書類の見直し、押印の見直しを行う申請書等の範囲の拡大など申請書  
類等の簡素化を行う。

### ○電子データによる手続の推進

保存が義務付けられている台帳等について、電子データによる保存を認め  
る。

電子データによる申請、届出等を認めることについて、セキュリティ対策、  
本人確認の方法などシステム面及び法制度面の課題について検討する。

### ○適正な行政手続の実施

行政手続法又は大阪府行政手続条例に基づく審査基準及び標準処理期間並  
びに処分基準について、未設定のものの設定に努めるとともに、処理期間の  
適正化を進める。

大阪府行政手続条例に基づき、同一の行政目的を実現するため一定の条件  
に該当する複数の者に対して行う行政指導について、指針を定め、公表して  
いく。

### ○地方分権一括法に伴う審査基準及び処分基準の見直し

地方分権一括法の制定により、処分の根拠となっている法律、政令、条例  
等の大幅な改正が行われたため、現在設定されている審査基準及び処分基準  
の見直しを行う。

### ○パブリック・コメント制度の検討

府民生活に影響を与える規制の設定・改廃や構想・計画の策定等の過程に  
おいて、広く府民に対して案等を公表し、それに対して提出された意見、情  
報を考慮して行政としての意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリッ  
ク・コメント制度）について、実施に向け検討を行う。

※行政手続の簡素化等の実施細目については【別表2】参照

(平成11年度までの取組状況) 【資料5】 P50参照

【別表2】

## 平成12年度の行政手続の簡素化等の実施細目

項目	実施項目
規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生資源行商許可証の検査を廃止する。</li> </ul>
申請書類等の簡素化	<p>(添付書類の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府立高等職業技術専門校の入学願書提出時の医師による健康診断書の提出を不要とする。</li> </ul> <p>(複数の届出書の様式の共通化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊危険区域内における工事に関する4種類の届出書の様式を共通化する。</li> </ul> <p>(押印の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建築物に関する3種類の届出書</li> <li>・防錆剤に関する2種類の届出書</li> <li>・再生資源営業の許可申請書</li> <li>・游泳場に関する6種類の申請(届出)書</li> <li>・建築物衛生管理事業に関する4種類の申請(届出)書</li> <li>・浄化槽保守点検業に関する5種類の申請(届出)書</li> <li>・賃金業者登録簿閲覧申請書</li> <li>・大阪障害者職業能力開発校の入校願書</li> <li>・大阪府立高等職業技術専門校の入校願書</li> <li>・訓練手当に関する4種類の申請(届出)書</li> </ul>
適正な行政手続の実施	<p>(処理期間の短縮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地有償譲渡の届出に係る買取り協議を行う旨の通知に要する期間を短縮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政文書の公開請求書の郵送等による受付を可能とする。</li> </ul>

### (3) 外部監査の実施

分権時代にふさわしい地方行政体制の整備・確立を図るとともに、地方公共団体の行政の適正な運営を確保するため、平成11年4月から導入した。

導入にあたっては、条例を新たに制定し、包括外部監査の対象に財政的援助団体等を含めるとともに、個別外部監査も導入した。

今後も引き続き、外部監査を実施し、行政の適正な運営の確保を図る。

### (4) 貸借対照表の試算・公表

税金等の投入により整備された資産及び将来の負担である負債の金額や構造を把握し、府民に対して積極的に情報提供するため、普通会計を対象とした貸借対照表を試算し、公表する。

## 7. 行政の情報化

「大阪府行政情報化推進計画」に基づき、情報ネットワークを活用した効率的な行政運営と府民サービスの質的向上を図る。

### (1) 情報システムによる事務の効率化

#### ○新共通事務システムの導入

平成13年度の新共通事務システムの導入に向けて、プログラム作成を行う。

#### ○文書事務の電子化の推進

「文書事務の電子化」をもとに、本庁各課のサーバ機や端末機を利活用し、パブリックフォルダを使った文書管理を一部導入するとともに、行政文書管理システムのモデルについて実証的に検討する。

これらの検討結果をふまえ、平成13年度以降、文書事務の電子化のためのシステム開発の具体化に努める。

### (2) 府民サービスの向上

#### ○申請書様式の電子配布等の推進

府民の行政手続きの簡素化と窓口業務の省力化を図るため、インターネットのホームページからの各種申請書様式の電子配布及びその手続き案内を順次追加提供していく。

また、インターネットからの府の施策や各種資料などの情報提供を進めるとともに、府民の意見や要望などを電子メール等で受け付けるサービスの拡大を進める。

#### ○個別事務の情報化の推進

「大阪府行政情報化指針」に沿って、各部局等において、平成12年度及び13年度で、システム化する事務とその改善方向等を盛り込んだ情報化計画を策定する。

#### ○ワンストップサービスの研究

府民が自宅や府の出先機関、市町村役場等の身近な場所から情報通信手段を使って府に関連する届出や申請を行うことができ、必要なサービスを受けることができる、いわゆる「ワンストップサービス」について、研究を行う。

### (3) 情報基盤の整備

#### ○パソコンの一括調達の推進

パソコン（業務端末機を除く。）の整備、標準化を推進するため、平成13年度からのパソコン一括調達の本格実施に向け、一括契約の試行実施を行う。

#### ○サポートセンターの導入

増加するパソコンの保守管理業務を効率的に行うため、障害履歴等の把握や遠隔操作・監視を可能とするシステムを開発するとともに、ソフトウェアの保守業務のアウトソーシングを進める。

### ○府内ネットワークの拡充

本庁・出先機関間の専用回線を完全デジタル化するとともに、端末機が設置されていない出先機関を解消し、台数増や執務室の変更等に柔軟に対応できるよう、無線方式による課内ＬＡＮの整備を進める。

(平成11年度までの主な取組状況) 【資料6】P51参照

## 8. 分権時代の府と市町村との新たな関係の確立

地方分権が実行の段階を迎えた今日、地域に係る行政は、府と市町村が車の両輪となって、自主的、総合的に実施していく必要がある。今後、基礎的自治体である市町村が地域の実情を踏まえながら、自らの判断で自主的・自立的な行政運営が展開できるよう権限委譲の推進や行政体制の整備への支援を行い、対等・協力を基本とする新たな関係を確立する。

(平成11年度までの取組状況) 【資料7】 P52参照

### (1) 市町村への権限委譲の推進

地方分権一括法の施行により、法律による市町村への権限委譲が進められることとなるが、本府においては、平成9年度に創設した市町村の実情に応じて権限委譲を進める「大阪版地方分権推進制度」を活用し、平成12年度は、まちづくりの分野を中心として権限委譲や必要な人的支援を行う。今後とも、市町村への権限委譲については、市長会・町村長会と連携しつつ、各市町村とも十分協議・調整を行いながら、市町村の自主的判断と選択に基づき進める。

平成12年度の事務委譲項目一覧

委譲事務の名称	委譲先
・ 土地区画整理事業に係る建築行為等の許可	富田林市、箕面市、門真市、豊能町、忠岡町、太子町、河南町、美原町
・ 路外駐車場設置（変更）の届出	豊中市、寝屋川市、忠岡町
・ 貼り紙、立看板等の簡易広告物の除却	大東市、和泉市、柏原市、高石市、藤井寺市、太子町、美原町
・ 商工会の定款変更の認可等の一部	豊能町、熊取町
・ 史跡、名勝、天然記念物の軽微な現状変更等の許可	豊能町、太子町
・ 家庭用品の品質表示に係る指示に従わない場合の公表	堺市
・ 食品衛生法に基づく危害発生防止のための食品等の検査命令	東大阪市

### (2) 市町村の行政体制の整備への支援

市町村の行政運営体制の充実強化を図る観点から、地方分権一括法により創設された特例市（人口20万以上市が対象）への円滑な移行が行われるよう必要な支援を行う。

また、広域的課題への対応や事務の効率的・効果的な執行等の観点から広域行政を推進するとともに、市町村が自主的・主体的な合併を検討できるよう、「市町村の合併の推進についての要綱」を策定するなど、必要な情報提供や機運の醸成に努める。

## II. 組織活力の向上

### 1. 行政運営体制の改革

今後の施策課題に最も効率的・効果的に対応すべく、組織・機構や職制の見直しを進めるとともに、人件費抑制の観点を踏まえた適正な定数管理に努めるなど、簡素で効率的な行政運営体制の確立を目指し、改革の取組を進める。

#### (1) 組織・機構の見直し

本府を取り巻く社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、より一層簡素で効率的な行政運営を目指し、部局再編を始めとする組織・機構の改革を進める。

平成12年度には、部局再編の残された課題である福祉部と保健衛生部の統合、商工部と労働部の統合等を実施するほか、下記の個別課題の具体化を図る。

なお、平成10年度計画で示した方針に基づく部局再編等については平成12年度にほぼ達成することとなるが、引き続き、少子・高齢化や新たな環境問題への対応など、時代の要請に柔軟かつ的確に対処できる組織・機構の整備を目指して、検討を進める。

また、一定の事業実施部門においてそれぞれの組織が自律的に目標管理を行う組織運営方法の導入を進めるなど、組織運営の改善にも努める。

#### ① 部局再編

##### ○福祉部と保健衛生部の統合

###### (目的)

府民の福祉・保健・医療に対するニーズの変化に対応し、相談や保健指導、看護、介護など福祉サービスと保健医療サービスを一体的に提供するため、国や市町村、民間との適切な役割分担と連携の下、総合的な施策展開を図る体制を整備

また、「自立支援型福祉社会」の構築に向け、障害者に対する就労支援体制の整備など、府民の自立を支援する体制を整備

###### (再編の主なポイント)

- ・生涯を通じた健康福祉施策を総合的に推進する体制の整備
- ・障害者に対する保健福祉施策や自立就労支援策を総合的に推進する体制の整備 等

##### ○病院事業部門の分離

###### (目的)

府立の病院の自律的な経営改善の推進と経営責任の明確化を図るため、病院事業部門（府立5病院及び本庁管理組織）を分離し、効率的経営と質の高いサービスを確保できる体制を整備

###### (再編の主なポイント)

- ・経営に関する権限と責任の明確化
- ・自律的目標管理の徹底
- ・政策医療企画立案部門との連携システムの確立 等

## ○商工部と労働部の統合

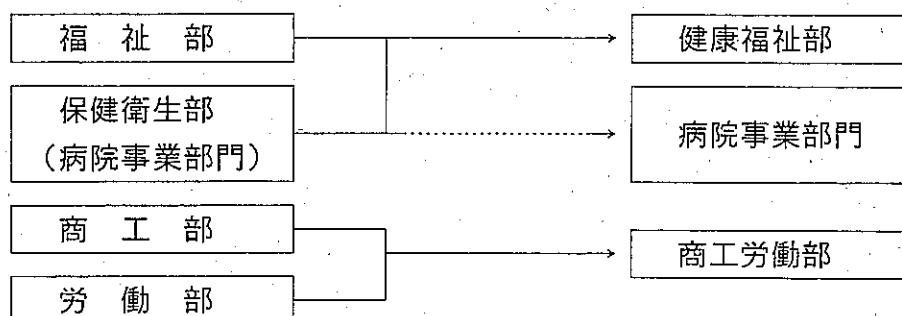
### (目的)

大阪経済の活性化と雇用状況の改善を推進するため、各種中小企業施策、とりわけ新産業分野の育成やベンチャー・創業支援策等の産業構造変革に向けた取り組みと、必要となる人材の確保・育成や雇用の安定・確保を図る取り組みを総合的に展開する体制を整備

### (再編の主なポイント)

- ・中小企業支援と産業立地を総合的に展開し、産業構造の変革を推進する体制の整備
- ・地域特性に沿った雇用対策を総合的に推進する体制の整備
- ・産業人材の育成と職業能力の開発を総合的に推進する体制の整備 等

### [平成12年度の部局再編の概要]



## ② 個別の組織課題に係る取組

### 【平成12年度の主な取組】

#### ○人事組織の再編

新たな人事制度の検討など、総合的な人事施策を進めるとともに、人材養成機能の充実を図るために、人事組織を再編する。 [人事室の設置]

#### ○税務執行体制の再編整備

税収確保を図るとともに、より効果的・効率的な税務行政を推進するため、府税事務所を21所から12所に再編するとともに、本庁組織を再編する。

[税務室の設置]

#### ○地域担当副理事室の廃止及び地域防災体制の充実

組織の簡素・効率化を図る観点から、地域担当副理事室を廃止するとともに、府内7ヶ所に地域防災担当を配置し、地域防災体制の充実を図る。

#### ○府営印刷所における自律的目標管理の推進

平成11年度に策定した「中期経営計画」に基づき、効率的な業務処理体制の確立、独立採算性の強化、安定的経営基盤の確立を目標に、組織運営の改善に努める。

#### ○科学技術に関する調整組織の整備

全庁的な科学技術施策の調整を図る組織を整備する。 [科学・情報課の設置]

#### ○府立百舌鳥学園の市移管

府立知的障害児通園施設の百舌鳥学園について、市町村との役割分担を踏まえ、堺市へ移管する。

### ○保健所の再編

現行22保健所7支所を15保健所14支所に再編し、「府民健康プラザ」として、市町村との適切な役割分担と連携の下に府域全体の保健サービスの向上を図る。

### ○産業再生施策の検討体制の整備

大阪産業の再生に向け、今後の産業振興の指針となる「大阪産業再生プログラム」の策定と事業化を図るため、民間人材を含めた専従型のプロジェクトチームを商工労働部に設置する。

### ○環境指導体制の整備

環境保全・有害化学物質対策と、事業所立入検査・指導の効率的・効果的な実施に向け、組織体制を整備する。

### ○廃棄物処理対策体制の整備

新たな循環型社会の構築に向けた取組や廃棄物の適正処理に向け、組織体制を整備する。  
〔環境整備室の設置〕

### ○土木技術事務所の本庁への統合及び技術管理体制の整備

土木材料試験業務の見直しに伴い、土木技術事務所を本庁に統合し、技術研修・情報化業務及び検査・積算業務等との一体化を図る。〔事業管理室の設置〕

### ○教育委員会事務局の再編

教育改革の推進を図るため、教育施策の立案及び遂行に関する総合調整機能の充実強化、校種間連携と地域における教育力の向上、教職員の資質向上の推進などに向けた教育委員会事務局の再編を行う。

〔教育政策室、教育振興室、教職員室の設置〕

## 【今後の主な取組】

### ○府立消費生活センターのあり方

消費者契約法（仮称）の制定の動向や経済企画庁における地方の消費生活センターの活性化指針の策定状況を見極めつつ、市町村等との役割分担を踏まえた効率的な運営のあり方を検討する。

### ○府立児童養護施設の再編・子どもの自立総合支援センター（仮称）の整備

府立児童養護施設を再編し、民間施設では対応困難な不登校児等の自立を支援する機能を持った「子どもライフサポートセンター（仮称）」を整備するとともに、増加する子ども虐待や不登校などの児童問題に効率的・総合的に対応できる体制を構築するため、中央子ども家庭センター一時保護所並びに堺子ども家庭センターについても、子どもライフサポートセンター（仮称）と一体化し、「子どもの自立総合支援センター（仮称）」として整備する。

これに伴い、平成10年度末に菊水学園を廃止したのに続き、いずみ学園を平成12年度末に廃止する。

### ○府立身体障害者福祉センター附属病院のあり方

障害者の医療及びリハビリテーションについて、地域の医療機関では対応できない専門的領域を担っていくとともに、経営改善計画の策定及びその着実な推進により、効率的な運営体制を構築する。

## ○保健所支所のあり方及び政令市化

再編後の支所のあり方については、当該地域における保健サービスの提供実態等を見極めつつ、地元市町村や関係団体等の意見を聞きながら検討を行う。

また、保健所政令市化の促進のため、当該市との協議調整や個別の課題を整理するなど検討を進める。

## ○府立松心園のあり方

府立自閉症児施設である松心園については、中宮病院本院との一体的かつ有機的な連携を行い、効率的な運用が図れるよう見直す。

## ○府立万代診療所のあり方

府立病院との連携によるより一層効率的・効果的な組織運営体制のあり方について検討する。

## ○海外事務所のあり方

海外事務所の運営について、香港事務所の業務委託を行うなど、運営の効率化やコスト削減に努める一方で、活動内容に関する目標設定と活動実績・成果の評価を行い、各事務所の配置、体制を検討するとともに、業務の重点化を図り、各事務所を海外での大阪情報発信の拠点となる「大阪プロモーションオフィス」として機能充実を図る。

## ○府立産業デザイン研究センターのあり方

産業開発研究所及び産業技術総合研究所との連携や関係機関との役割分担を図る観点から、今後のデザイン施策の方向性等を踏まえた組織のあり方について検討する。

## ○環境農林水産部出先機関のあり方

環境農林水産部出先機関の効率的な組織のあり方について、国の必置規制の緩和の動き等を踏まえ検討する。

## ○府立高等職業技術専門校の再編

専門学校等との役割分担の明確化を図り、民間では実施が困難な訓練科目への重点化を図りつつ、高等職業技術専門校の統廃合を行う。

## ○土木部出先機関のあり方

府民の安全・安心を担う良質なストック形成と既存ストックの良好な維持管理を図る観点から、土木部出先機関の効率的な組織のあり方を引き続き検討する。

## ○府立の大学のあり方

今後とも、学術の振興と人材の育成、地域社会への貢献という責務を果たすとともに、少子高齢化の進展に伴う大学間競争の激化や財政的制約の増大に対応するため、他の府県・大学の動向を踏まえながら、経営的視点をも重視した今後の大学のあり方について検討を行う。

## ○教育振興センターのあり方

平成13年度を目指し市町村教育委員会との適切な役割分担、地域の実情を踏まえた総合的な支援体制の充実、効果的な事務運営の観点から教育振興センターのあり方を検討する。

※平成12年度組織改正案一覧【別表3】P26参照

(平成11年度までの組織状況)【資料8】P53参照

## (2) 業務執行体制・職制の見直し

複雑・多様化する行政課題に柔軟かつ的確に対応するとともに、より効率的で効果的な業務執行を図るため、平成12年4月に全面的な業務執行体制の見直しを行う。

### ○柔軟で機動的な組織体制の整備

#### (係制の廃止 [グループ制の導入])

柔軟な組織的対応を可能とするため、係をグループに再編する。

#### (「大括り室」の設置と業務の内容に着目した課体制の整備)

横断的な課題への的確な対応を可能とするため、課を越えた総合的な対応が求められる一定の部門において、課を括る「大括り室」制度の導入を図る。

あわせて、課の人員規模が小さくても、業務の内容に着目し、必要がある場合には課を設置することとする。

### ○シンプルで分かりやすい組織体制の整備

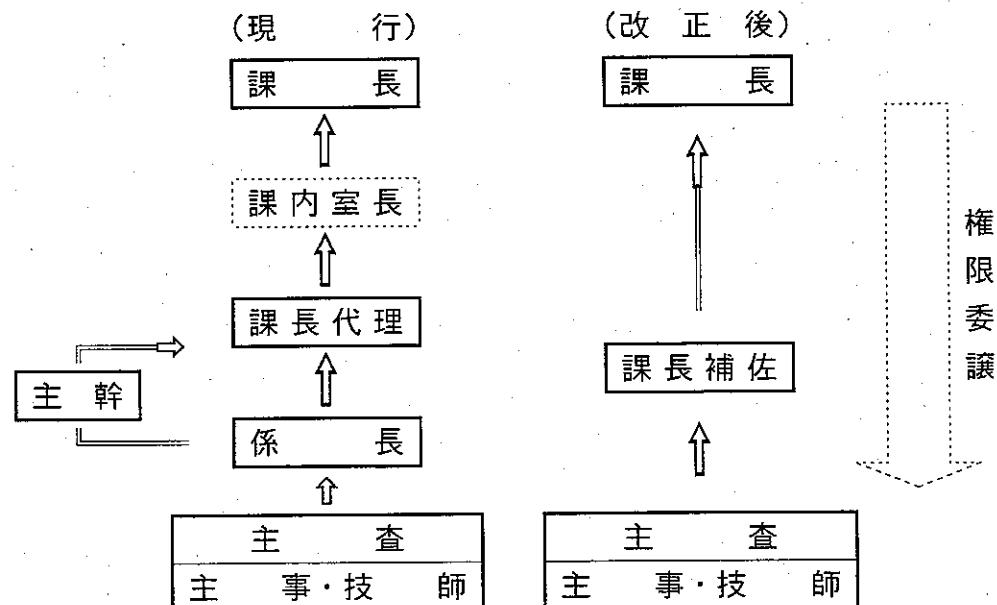
#### (組織・職制のフラット化)

課長代理及び主幹に代えて、課長補佐制度を導入するとともに、課内室の見直しを行い、決裁ラインの簡素化を行う。

#### (ライン的スタッフ職の見直し)

課長(○○担当)や○○監等のライン的スタッフ職のライン化等を行い、組織の責任と権限、目標の明確化を図る。

#### [組織・職制のフラット化]



## 平成 12 年度 組織改正一覧

## 本庁組織

改正前	改正後
<b>知事審議監</b> 【知事直轄】 └審議室……(政策監) ……(政策監) (秘書長)……(課長)	<b>知事公室長</b> 【知事直轄】 └審議室 政策調整課 秘書課 └広報室 広報報道課 府民情報課
<b>総務部</b> (行政管理監) 行政改革室  (職員長) 人事課 職員課  (税務長) 税政課 課税課……(検税監)  (防災監) 用度課 行公局防災監修会  消防防災安全課	<b>総務部</b> 行政改革室 行政改革課 法人指導課  人事室 企画課 人事課 厚生課  税務室 税政課 指導課 検税課  用度課 行公局防災監修会  防災室 消防防災安全課
<b>企画調整部</b>  企画室……(企画監) ……(企画監) ……(企画監)  空港対策室……(課長)  広報報道室……(課長) ……(課長)	<b>企画調整部</b>  企画室 計画課 科学・情報課 広域調整課 地域計画課  空港対策室 空港推進課
<b>生活文化部</b>  スポーツ・青少年課 生活スポーツ振興室	<b>生活文化部</b>  青少年課 生活スポーツ振興課

改正前	改正後
<b>福祉部</b> (保健福祉医療監)	<b>健康福祉部</b> (福祉政策監)
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 福祉政策課               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 保健福祉政策室</li> </ul> </li> <li>— 福祉指導課               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 社会援護室</li> </ul> </li> <li>— 高齢介護室 (課長)               <ul style="list-style-type: none"> <li>— (課長)</li> <li>— (課長)</li> </ul> </li> <li>— ねんりんピック室</li> <li>— 障害福祉課</li> <li>— 児童福祉課</li> <li>— 国民健康保険課</li> <li>— 社会保険管理課</li> <li>— 保険指導課</li> <li>— 金年指導課</li> </ul> <p style="text-align: right;">→※国に移管</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 地域保健福祉室               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 地域保健課</li> <li>— 地域福祉課</li> <li>— 感染症・難病対策課</li> </ul> </li> <li>— 医療・福祉指導室               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 医療対策課</li> <li>— 法人指導課</li> </ul> </li> <li>— 薩摩保健福祉室               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 在宅課</li> <li>— 就労支援課</li> <li>— 施設課</li> <li>— 精神保健福祉課</li> </ul> </li> <li>— 高齢介護室               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 介護保険課</li> <li>— 在宅課</li> <li>— 施設課</li> <li>— 児童福祉課</li> <li>— 社会援護課</li> </ul> </li> <li>— 国民健康保険課</li> <li>— 薬務課</li> <li>— 食品衛生課</li> <li>— 環境衛生課</li> <li>— ねんりんピック室</li> </ul>
<b>保健衛生部</b> (病院管理監)	<b>病院事業局長【知事直轄】</b> (医療監)
<ul style="list-style-type: none"> <li>— 保健衛生統務課</li> <li>— 病院管理室</li> <li>— 医療対策課</li> <li>— 健康増進課</li> <li>— 精神保健室</li> <li>— 保健予防課</li> <li>— 薬務課</li> <li>— 食品衛生課</li> <li>— 環境衛生課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 経営管理課</li> <li>— 業務指導課</li> </ul>
<b>商工部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 商工総務課</li> <li>— 新産業振興課</li> <li>— 立地経済交流課</li> <li>— 工業課</li> <li>— 商業観光課</li> <li>— 金融課</li> </ul>	<b>商工労働部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— (労働政策監)               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 商工労働統務課</li> </ul> </li> <li>— 商工振興室               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 経営支援課</li> <li>— 新産業振興課</li> <li>— 産業立地課</li> <li>— 観光交流課</li> </ul> </li> <li>— 金融課</li> <li>— 雇用推進室               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画課</li> <li>— 対策課</li> </ul> </li> <li>— 労政福祉課</li> <li>— 能力開発課</li> </ul>
<b>労働部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 労働政策課</li> <li>— 労働基準法課</li> <li>— 職業管理課</li> <li>— 職業業務課</li> <li>— 職業対策課               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 特別対策室</li> </ul> </li> <li>— 能力開発課</li> <li>— 雇用保険課</li> </ul> <p style="text-align: right;">→※国に移管</p>	

改正前	改正後
<b>環境農林水産部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境農政課</li> <li>：</li> <li>緑の振興整備室……(課長)</li> <li>……(課長)</li> <li>緑の環境整備室……(課長)</li> <li>……(課長)</li> <li>：</li> <li>環境指導室……(課長)</li> <li>：</li> <li>環境整備課</li> </ul> <p>「廃棄物減量化推進室」</p>	<b>環境農林水産部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境農政課</li> <li>：</li> <li>農政室</li> <li>推進課</li> <li>整備課</li> <li>綠整備室</li> <li>綠推進課</li> <li>森林管理課</li> <li>：</li> <li>環境指導室</li> <li>保全課</li> <li>指導課</li> <li>：</li> <li>環境整備室</li> <li>原棄物対策室</li> <li>産業廃棄物指導課</li> </ul>
<b>土木部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木監理課</li> <li>：</li> <li>河川課</li> <li>「都市河川室」</li> <li>：</li> </ul>	<b>土木部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木総務課</li> <li>事業管理室</li> <li>：</li> <li>河川課</li> <li>都市河川課</li> <li>：</li> </ul>
<b>建築都市部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>：</li> <li>公共建築室……(課長)</li> <li>……(課長)</li> <li>……(課長)</li> <li>……(課長)</li> <li>……(課長)</li> </ul>	<b>建築都市部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>：</li> <li>公共建築室</li> <li>計画課</li> <li>特別建築課</li> <li>一般建築課</li> <li>住宅建築課</li> <li>設備課</li> </ul>
<b>企業局</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地室……(課長)</li> <li>……(課長)</li> <li>：</li> <li>臨海室……(課長)</li> <li>……(課長)</li> </ul>	<b>企業局</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>：</li> <li>宅地室</li> <li>建設課</li> <li>分譲課</li> <li>水と緑の健康都市建設課</li> <li>：</li> <li>臨海室</li> <li>指導課</li> <li>分譲課</li> <li>建設課</li> </ul>
<b>出納室</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……(課長)</li> <li>……(課長)</li> </ul>	<b>出納室</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>：</li> <li>出納課</li> </ul>

改正前	改正後
<b>水道部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 経営企画室……（課長）</li>   <li>— 事業管理室……（課長）</li> <li>……（課長）</li> </ul>	<b>水道部</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 経営企画室 ————— 総務課</li> <li>———— 経営企画課</li>   <li>— 事業管理室 ————— 事業管理課</li> <li>———— 工事監理課</li> </ul>
<b>教育委員会事務局</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 高校教育課</li> <li>— 義務教育課</li> <li>— 養護教育課</li> <li>— 教職員課</li> <li>— 施設課</li> <li>— 社会教育課</li> <li>— 保健体育課</li> <li>— 福利課</li> <li>— 文化財保護課</li> <li>— 財務課</li>   <li>— 学務管理室</li>   <li>— 人権教育企画課</li> </ul>	<b>教育委員会事務局</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 教育政策室 ————— 総務企画課</li> <li>———— 人権教育企画課</li>   <li>— 教育振興室 ————— 学事課</li> <li>———— 教務課</li> <li>———— 児童生徒課</li> <li>———— 障害教育課</li> <li>———— 保健体育課</li>   <li>———— 地域教育振興課</li>   <li>— 教職員室 ————— 教職員企画課</li> <li>———— 教職員人事課</li> <li>— 福利課</li> <li>— 施設課</li>   <li>— 文化財保護課</li> <li>— 財務課</li>   <li>— 学務管理課</li> </ul>
<b>人事委員会事務局</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>……（課長）</li> </ul>	<b>人事委員会事務局</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 任用審査課</li> <li>— 給与課</li> </ul>

出先機関

改正前	改正後
経営 研修 部 職員研修所 府税事務所（21所）	経営 研修 部 ※人事室に統合 府税事務所（12所）
名古屋市立音楽院 社会保険事務所（21所）	保健衛生部 ※堺市に移管 ※国に移管
保健衛生部 保健 所（22所7支所）	保健 所（15所14支所） ※保健所及び支所は、府民健康プラザと総称
土木 部 土木技術事務所	土木 部 ※事業見直しの上、事業管理室に統合

### (3) 附属機関の見直し

従来より、附属機関の見直しを図ってきたところであるが、国の地方分権一括法に基づく必置規制の緩和や、中央省庁等の改革推進に基づく「審議会等の整理合理化に関する基本計画」等を踏まえ、全附属機関を対象に見直しを図る。

#### (廃止するもの)

- ・大阪府非常勤職員災害補償認定委員会
- ・大阪府医療扶助審議会

#### (保健所再編により見直しを行うもの)

- ・大阪府保健所運営協議会
- ・大阪府結核診査協議会

#### (今後あり方を検討するもの)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ・大阪府防災会議      | ・大阪府消費者保護審議会  |
| ・大阪府消費生活苦情審査会 | ・大阪府保健所運営協議会  |
| ・大阪府環境審議会     | ・大阪府自然環境保全審議会 |
| ・大阪府水防協議会     | ・大阪府立図書館協議会   |

(平成11年度までの新設・廃止状況) 【資料9】 P54参照

#### (4) 適正な定数管理

##### ○一般行政部門

職員定数については、これまで、既存部門の見直しに積極的に取り組むとともに新規の行政需要への対応については厳しく精査し、人員の再配置を行うこと等により、適正な定数管理に努めてきた。

今後さらに、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、事務処理方法の改善等の取組による徹底した人員見直しをすすめるとともに、計画的な採用を行うことにより一層適正な定数管理に努める。

このため、下記の定数削減を見込み、計画的な定数管理に取り組む。

なお、平成12年度当初においては、平成11年度における定数管理の取組成果等を踏まえ、知事部局職員定数条例等の改正を行う。

	一般行政部門
平成11～13年度の3カ年	700人
平成14～20年度の7カ年	1,500人
合 計	2,200人

##### ○教育部門

教職員定数については、児童・生徒数の動向、教育水準や教育課題への対応等を踏まえながら、国のいわゆる標準法に基づく配置に加え、本府において独自に配置した教員（以下「府単独加配教員」という。）のより効果的な配置を行うことにより、一層適正な定数管理に努める。

このため、下記の定数削減を見込み、計画的な定数管理に取り組む。

	教育部門（うち府単独加配教員）
平成11～13年度の3カ年	2,900人（1,100人）
平成14～20年度の7カ年	1,900人（300人）
合 計	4,800人（1,400人）

##### ○警察部門

年々、増加する警察事象に対応するため、組織・人員の効率的運用、業務の合理化、民間能力の活用及び職員の資質の向上を図りつつ、治安情勢の推移を見極め、適正な定数管理に努める。

なお、上記の定数管理については、財政再建プログラム案における緊急対策期間終了時において、国の動向等をも踏まえながら、より効果的な人員配置がなされるよう再点検を行う。

（これまでの職員数の推移等）【資料10】P55参照

## (5) 事務運営の改善

### ○建設工事に係る入札・契約制度の改善

大阪府が発注する建設工事等の入札・契約制度については、「大阪府建設工事入札・契約制度改善検討委員会」において、種々の改善を進めてきたところであり、平成12年1月より予定価格の事前公表、低入札価格調査制度の適用拡大、さらに平成12年4月以降、公募型指名競争入札の適用拡大の措置を講じる。

今後とも引き続き、入札・契約制度の透明性・客観性、競争性の向上を目指し、改善の検討を進める。

### ○事務改善の提案・意見の募集

職員の参加意識の高揚と経費の削減を図ることを目的に、事務改善に係る知事表彰制度を設け、幅広くより独創的、効果的、建設的な事務改善の提案・意見の募集を行っているところである。

平成11年度は47件の提案があり、そのなかから「OA機器の一括契約について」の提案を優秀賞として知事表彰を行い、実施に向けて取り組むこととした。

今後も引き続き、職員の一人ひとりの参加と意識改革のもと、自主的・自発的に事務執行の改善を図っていく。

## 2. 人事諸制度の活性化

人事制度等の改革に取り組むとともに、限りある人材を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げうるよう組織の活性化に努める。

### (1) 新たな人事制度の構築等

職員の能力開発、勤務意欲の向上に向け、職員の能力や実績を的確に評価できる新しい人事評価制度の具体化に取り組むとともに、評価結果の人事・給与等への反映のあり方について、その具体化に向けた検討をすすめる。

### (2) 高齢化時代に対応した人事管理

高齢職員の能力や経験が十分活用できるよう、業務内容や業務運営方法の見直しを行うなど、新たな再任用制度の具体化に向け検討を行う。

人事の刷新、公務能率の向上及び財政負担の軽減を図るとともに、職員のライフプランを支援する観点を踏まえ、平成10年度から時限的に45歳以上の職員を対象とした特別退職制度（選択定年制）を実施しているところであり、その適切な運用に努める。

※平成10年度の選択定年制の適用実績：1022名（教員、公安を含む）

### (3) 環境変化に対応した能力開発

人事システムと連携しながら、より一層効果的、実践的な職員研修を行うとともに能力開発を尊重する組織風土を醸成し、職員の能力・資質の向上に取り組む。

#### ○自発的意欲と自己責任による能力開発への支援

職員が自己の能力開発に積極的に取り組めるよう、自主研修支援制度を充実する。

#### ○仕事を通じた人材育成の推進 — 職場研修(On the Job Training) の活性化

階層別研修の中で職場研修指導者養成研修を充実するとともに、管理監督者に職場研修ハンドブックを配付し、職場研修を推進する。

#### ○基礎能力の徹底と各種スキルの養成 — 職場外研修(Off the Job Training) の充実

階層別研修、専門・特別研修、部局研修などの相互連携、機能分担を行い、研修内容を充実する。

#### ○研修体系の見直し

府政の今後の方向や新しい人事制度の検討状況を踏まえながら、職員研修推進計画（平成6年度策定、21世紀初頭目標）を改定する。

(4) 民間交流の推進

職員の能力開発、資質の向上等を図るため、「民間実務研修」制度の効果的な実施を図っていくとともに、研修先企業や派遣人数を拡大するなど、民間交流の推進に努める。【資料11】P56参照

(5) 職員の勤務意欲の向上

職務への意欲を高めるため、自らの職務に対して目標を設定し、自己評価を行う新たな自己申告制度の具体化に向け取組を進める。

(平成11年度までの取組状況) 【資料12】P57参照

### III. 指定出資法人の改革

指定出資法人については、民間や他の地方公共団体等との協力・連携を図りながら、柔軟で多様な施策展開を行っていくうえで大きな役割を果たしているが、法人を取り巻く経営環境の厳しさは、近年益々増大しており、また、そのあり方について再点検が求められている。

こうした中で、各法人が自主性・自律性を発揮しつつ、公共の福祉や府民サービスの向上に寄与していくためには、経済情勢の変化に対応しうる強固な経営基盤を確立する必要がある。

このため、各法人が運営の健全化と経営基盤の安定化を図るよう指導を強化する。

#### 1. 経営健全化への取組

##### (1) 累積欠損金等運営上の課題を有する法人に対する指導強化

指定出資法人については、累積欠損金の解消や経費節減、事務の効率化など経営上の課題を抱える法人について、経営健全化に向けた取組を一層強化する。

特に累積欠損金を有する法人については、当面単年度黒字転換を図れるよう、別表に基づき経営健全化に取り組む。【別表4】P41参照

こうした取り組みによっても経営健全化が進まない法人については、公共性・公益性をかんがみ、抜本的な事業の見直し等を検討する。

(平成11年度までの取組状況) 【資料13】 P.58参照

##### (2) 外部専門機関等の活用

外部専門機関については、指定出資法人の運営の健全化を図るため、法人が自主的に点検評価を行うための運営評価指標について、専門家としての立場から点検を受けているが、今後もさらに、経営状況が深刻化している法人について、高度の専門知識を持つ専門家の助言を得ながら、個別の対応を検討する。

##### (3) 役職員数の見直し

指定出資法人の役職員については、法人を取り巻く厳しい経営環境にかんがみ、より一層簡素で効率的な運営体制とするため、組織人員体制の見直しを行う。

常勤役員は、平成10年度の常勤役員数を基準に平成13年度までにおおむね2割程度の人員の削減を、常勤職員は、事業の見直しや組織の簡素化を進めることにより、平成12年度当初では、既存部門で約100人(約2.0%)の削減を行う。

(平成11年度の取組状況) 【資料13】 P.58参照

#### (4) 情報公開の推進

平成11年度は、情報公開条例の公布にあわせ、出資法人に対する条例の内容に関する説明会を開催し、平成12年度は、出資法人の情報の公開に関する指導指針を定め、府の事務事業と特に密接な関係を有する法人については、情報公開実施モデル要綱を示し、当該法人において自主的な情報公開が推進されるよう必要な指導を個別に行う。

## 2. 法人のあり方の検討

### (1) 統廃合の推進、事業内容、運営方法等の再点検

指定出資法人について、設立当初の目的を概ね達成した法人、類似事業を実施する法人及び社会経済情勢の変化等による構造的要因により、健全な経営の確保が困難と予測される法人について見直しを行うとともに、今後も引き続き社会経済情勢の変化に対応しうるよう法人のあり方について検討を進め、平成13年度までにおおむね2割程度の法人の削減を目標に、法人の統廃合を進める。

また、今後の法人を取り巻く社会経済環境の変化も見据えながら、法人の行う事業内容や事業運営方法を再点検するとともに、市町村や民間との役割分担及び法人の自主的・自律的経営を促進する観点からの点検も行い、引き続き法人のあり方について検討を進める。

- ・(財)大阪府都市整備センターと(財)大阪府まちづくり推進機構の統合(平成12年度当初)
- ・(財)大阪府農林会館と(財)大阪府農とみどり環境の整備公社の統合(平成13年度中目途)
- ・社会福祉施設を管理する法人
  - (大阪府社会福祉事業団、大阪府障害者福祉事業団)  
「府立社会福祉施設等のあり方検討会」の報告を踏まえ、今後の府立社会福祉施設の運営体制等を検討する。なお、大阪府社会福祉事業団については、現在受託している府立社会福祉施設の一部に関し自主運営体制の整備を検討する。
  - ・中小企業を支援する法人
    - (財)大阪府中小企業振興協会、(財)大阪中小企業振興センター
    - (財)大阪府研究開発型企業振興財団  
国の動向を踏まえ、中小企業育成拠点としてのあり方を検討する。
  - ・労働者福祉を推進する法人
    - (財)青少年の町、(財)大阪府勤労者福祉協会、(財)大阪労働協会
    - (財)西成労働福祉センター  
社会経済環境の変化を踏まえ労働者福祉事業のあり方を検討する。
  - ・港湾関連施設の管理運営を行う法人
    - (財)大阪府ポートサービス公社、堺泉州北埠頭(株)  
府営港湾の振興、発展を図るために國の動向も踏まえ、港湾管理及び経営のあり方を検討する。
  - ・地域のまちづくりを担う法人
    - (財)大阪府千里センター、(財)大阪府泉北センター  
事業の成熟を見極めつつ、公益法人として担うべき役割を精査する。

・公の施設を管理運営する法人

(財)大阪府文化振興財団、(財)大阪府男女協働社会づくり財団  
(財)大阪府青少年活動財団、(財)大阪府スポーツ・教育振興財団  
(財)大阪国際児童文学館、(財)大阪府博物館協会

公の施設を管理運営する法人のあり方を検討する。

(平成11年度までの法人の統廃合の取組状況) 【資料14】 P 59参照

(2) 府の関与のあり方

本府が出資又は出捐している法人については、法人の自主性、自律性を尊重し、真に独立した法人を目指す観点から、府の関与のあり方について見直しを行う。

- ・(財)阪神高速道路協会に対する本府の関与の見直し（平成12年度の取組）
- ・大阪府農業信用基金協会に対する本府の関与の見直し（平成13年度以降の取組）

### 3. 法人の自主性・自律性の促進

#### (1) 利用料金制度の導入拡大

公の施設を管理運営する指定出資法人について、自主的・自律的な経営努力を促すため、法人の経営努力により、一定の収入増が期待できる利用料金制度の導入を順次拡大する。

(対象法人と対象施設)

・(財)大阪府男女協働社会づくり財団	「女性総合センター」
・(財)大阪府青少年活動財団	「青少年会館」 「青少年海洋センター」 「総合青少年野外活動センター」
・(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	「府立体育会館」 「門真スポーツセンター」 「臨海スポーツセンター」 「漕艇センター」 「少年自然の家」
・(財)大阪府農とみどり環境の整備公社	「府民牧場」（平成13年度予定）

(平成11年度の取組状況) 【資料13】 P 58参照

#### (2) 人材育成の推進

法人の人材育成と組織の活性化を図るため、法人経営の実務研修や合同研修、法人間・府・民間企業等との派遣研修、人事交流などの取組を進める。

## 累積欠損金を有する法人の課題と対応方針

法 人 名 〔単黒転換見込〕	法 人 運 営 上 の 現 状 と 課 題	今 後 の 対 応 方 針
〔H17年度〕 株千里ライフサイエンスセンター	ビル建設費の増嵩による減価償却費及び支払利息の負担が大きく赤字となっている。このため、H7年度に経営健全化計画を策定し、テナントの確保や委託費等の経費の削減に取り組んでおり、H8年度決算以降三期連続で償却前黒字を計上した。	経営健全化計画に基づき、引き続きテナントの入居確保など経営改善に努めるとともに、経営基盤の安定化に向けた方策を講じる。
〔H18年度〕 財大阪府マリーナ協会	淡輪ヨットハーバー拡張整備一期事業の実施に伴う借入金利息の発生や減価償却費の増加により、H10年度決算では単年度赤字となった。	契約艇数の確保や管理経費等の削減に努めるとともに、抜本的な経営改善計画を策定する。 なお、二期以降の整備については、需要動向を踏まえて慎重に検討する。
〔H18年度〕 財阪南医療解放センター	これまでの経営改善計画により、医業収益の増加及び経費の節減を図ってきたが、医療保険改革に伴う影響、診療報酬の抑制などにより、累積欠損金が拡大している。	H10年度に策定した経営改善計画に基づき、人件費、薬品材料費等の経費削減や病床利用率の向上、訪問看護等による增收などの改善策を着実に遂行し、H15年度減価償却前黒字、H18年度単年度黒字の達成に努める。
〔H20年度〕 株いづみコスマボリス	社会経済環境が依然として厳しい状況にある中で、分譲予定期間内に企業誘致を達成するため積極的に誘致活動を行っており、分譲状況を見極めながら一層効果的な誘致活動に努める必要がある。	引き続き、関係者の支援と協力のもと経費の削減に努めながら、産業拠点としての早期形成を図るため、地元市の立地誘導施策とも共同した優遇措置を活用し、誘致活動を積極的に展開する。
〔H20年度〕 株岸和田コスマボリス	社会経済状況の急激な変化によって、需要の見込みや採算性の観点から、現計画の見直しが必要となっている。	地域のまちづくりの視点に留意して、地元市との連携のもと事業が成立しうる計画案への見直しについて、関係者間で調整を進める。
〔H20年度〕 株大阪繊維リソースセンター	景気低迷の影響と営業収益に比して減価償却費の負担が大きいことから厳しい経営状況が続いている。 このため、H9年度に策定した経営改善計画により、人件費の節減や入居率の向上等增收に努め、引き続き償却前収支の黒字を計上した。	経営改善計画に基づき、人件費など経費の抑制やテナント入居の確保、積極的な事業展開による事業収益の向上を図り、引き続き減価償却前収支の黒字を維持する。

法 人 名 〔単黒転換見込〕	法人運営上の現状と課題	今 後 の 対 応 方 針
㈱松原食肉市場公社  〔H14年度〕	牛肉の輸入自由化や産地での処理割合の拡大などによる流通体系の変化により集荷頭数が減少していることから、売上高が年々減少し、累積の欠損金が増加しているため、抜本的な経営改善が必要となっている。	効率的な市場運営を行うため流通体系の変化、消費動向を勘案し、地方卸売市場の集約化を含め抜本的な経営改善策を検討する。
㈱大阪泉大津フランワーセンター  〔H18年度〕	景気低迷により市場取扱高が当初計画に比べて大きく下回っていることから、施設使用料が計画どおり確保されず、また、市場建設費の支払利息の負担が大きく赤字が続いている。 このため、経営健全化に向け改善を図る必要がある。	法人の経営健全化に向け、管理経費等支出の削減や市場取扱高の増加による収入確保を図るなど、早期に経営改善方策を策定する。
㈱大阪鶴見フランワーセンター  〔H14年度〕	景気低迷等により市場取扱高が当初計画に比べて下回っていることから、施設使用料が計画どおり確保されず、赤字が続いてきたため、組織人員体制を見直すなど経費削減に努めている。	引き続き経費節減や取扱高の増加による収入確保に努め、単年度黒字への転換を図る。
（財）大阪府勤労者福祉協会  〔H12年度〕	施設の老朽化や公的類似施設の増加、景気の低迷などにより、憩の家の利用客が年々減少しており、依然として厳しい経営状況が続いている。 このため、抜本的な経営改善を図る必要がある。	憩の家については、利用率が低く、今後ともその回復が見込めない2館（ひらおか山荘、かいづか山荘）を閉館するとともに、将来にわたり健全な経営が継続できるよう職員の削減、給与及び期末勤勉手当の見直し等を行う。 淀川会館については、H11年度末に閉館する。
大阪外環状鉄道㈱  〔H28年度〕	H11年度より本格的な建設工事に着手したところである。需要と採算性をより厳しく見極めながら事業を進める必要がある。	将来の経営上の採算性確保の観点から、既存貨物線の有効利用、施工方法の工夫、関連事業との一体施工等により事業費抑制に努める。
関西高速鉄道㈱  〔H23年度〕	鉄道事業特有の多大な初期投資による減価償却費や支払利息の負担が大きいため累積欠損金が増加しているがH9年度からは減価償却前黒字を計上しており、計画どおりの収支見通しで推移していることからH23年度には単年度黒字へ転換する見込みである。	引き続き、計画上の収支見通しに留意しつつ、業務遂行に努める。また、補償業務及び国が行う地下歩道工事に伴う業務等残事業の進捗状況を踏まえ、法人業務に見合った組織人員体制とする。

法人名 〔単黒転換見込〕	法人運営上の現状と課題	今後の対応方針
大阪高速鉄道株  〔H17年度〕	<p>鉄道事業特有の多大な初期投資による減価償却費や支払利息の負担が大きく、累積欠損金を抱えているため、需要喚起策による増収や人件費抑制等の費用節減に努めている。H10年度は特別利益の計上があり単年度黒字となったが、経常損益では改善しつつも依然赤字となっている。</p> <p>H12年度に本格着手予定の国際文化公園都市モノレールについては、国際文化公園都市事業の進捗を踏まえ、採算性の確保に留意する必要がある。</p>	<p>引き続き、沿線企業等への利用促進を図るなど、需要喚起策等增收策を積極的に講じるとともに、シニアパートナー制度の活用や業務の合理化など経費の削減を図り、できるだけ早い時期に経常利益が計上できるよう経営の効率化を進める。</p> <p>また、国際文化公園都市モノレールについては、採算性を点検しながら事業を進める。</p>
岸和田港湾都市株	<p>施設整備に多額の資金を投じていることから、累積欠損金を有しているが、H8年度に商業施設を一部開業したこと等により、H8年度から連続して単年度黒字を維持している。また、H11年9月には商業施設を全面開業した。</p>	<p>マンション分譲の促進や商業施設からの安定的な収入確保に努めるとともに、ホテル事業については、需要と採算性を見極めながら、その具体化について引き続き検討する。</p>
国際文化公園都市株	<p>シンボルゾーンとなる「国際文化施設地区」の具体化、事業化に努める必要がある。また、地価の下落など社会経済状況が大きく変化していることを踏まえ、事業内容や事業コスト等を再検討する必要がある。</p>	<p>シンボルゾーンの形成については、ライフサイエンス研究の拠点となる国立厚生科学基盤技術開発研究所（仮称）の誘致など土地利用の具体化に努める。</p> <p>あわせて、採算性を確保し得るよう、関係者の協力のもと、事業コストの低減や事業規模の見直し等を進める。</p>
(財)千里保健医療センター	<p>周辺の医療施設の整備や国の医療費抑制政策など、法人を取り巻く厳しい経営環境により、累積欠損金を有している。</p> <p>法人の経営改善努力等により、H7年度から連続して単年度黒字となっている。</p>	<p>H12年4月に所管を企業局から保健衛生部へ移管し、運営の改善など新千里病院のあり方について両部局で検討していく。</p>

法 人 名 〔単黒転換見込〕	法人運営上の現状と課題	今 後 の 対 応 方 針
（勘）大阪府臨海・りんくうセンター 〔H12年度〕	駐車場事業が設備投資の初期負担等により赤字となっており、暫定駐車場の縮小や空港連絡シャトルバスの小型化を図るなど経費削減に努めてきたがりんくうタウンのまちの立ち上がりの遅れに伴い、厳しい経営状況にある。	駐車場事業については、引き続き経費削減に努めるとともに、暫定駐車場及び空港連絡シャトルバスの事業のあり方を更に検討する。
りんくうゲートタワービル株 〔H24年度〕	景気の低迷が続くなか、テナント賃料水準の下落、直営部門の利用率の低下などにより収益が悪化するとともに、減価償却費や固定資産税、支払利息等の固定的な経費が単年度収支を圧迫している。	経営改善計画に基づき、人件費など経費の削減や新規テナント入居促進による事業収益の向上に取り組むとともに府及び主要株主の支援により経営収支の改善と資金調達の円滑化など経営安定化に努める。
（株）テレコムりんくう 〔H18年度〕	りんくうタウンのまちの立ち上がりの遅れに伴い、電障対策負担金が当初計画どおり収入できていないことなどにより資金繰りが悪化している。	法人の経営を圧迫している事業について、その収益性や将来性等を精査する。
りんくう国際物流株 〔H15年度〕	関西国際空港における航空貨物取扱量の伸びの鈍化など厳しい環境の中、テナント入居率が当初計画を大幅に下回っている。	物流区画の貸付面積等の柔軟な対応を行うなど、きめ細かなセールスによるテナント誘致活動を展開し、入居率の向上に努める。また、委託費の削減等経費の抑制に努める。

注) その他経営上の課題を抱える法人については、H11年度決算状況を踏まえ、来期の対応方針を策定する。

# 資 料 編

## 【資料1】

## 外部委託を実施している主な業務例

区分	委託業務内容
公の施設管理運営業務	駐車場、福祉施設、博物館、青少年施設、文化施設等
施設・設備の保守管理業務	設備・機材の保守点検、警備、車両の運行、清掃、除草、害虫駆除、廃棄物処理 等
調査・検査業務	計画策定に係る調査、機器・水質等の調査・検査等
建設工事関連業務	基本・実施設計、工事施工監理等
用地関連業務	測量、用地取得 等
電算関連業務	システムの開発、オペレーション、システムの運用管理、電算による計算処理、入力データ作成等
その他の業務委託	給食調理、食器洗浄、洗濯、消毒洗浄、宿直、動物飼育、医療機器操作、健康診断、臨床検査、各種福祉サービス、講習会開催、研修の実施、各種相談、窓口受付、補助金交付、台帳等作成 等

## 環境マネジメントシステムに関するこれまでの取組み状況

H9年3月	「環境にやさしい大阪府庁行動計画」（府庁エコアクションプラン）策定
H10年5月	環境行政推進会議が本庁舎の環境ISO認証取得に着手
12月	「環境管理基本方針」「大阪府庁環境マニュアル（本庁舎版）」策定
H11年1月	「環境管理必携（エコオフィスの手引き）」を職員に配付
2月	本庁舎における環境ISO認証取得
8月	水道部村野浄水場における環境ISO認証取得

## 環境ISOに係る平成11年度の目標等（本庁舎の目標）

環境保全項目		H10年度		H11年度の目標
		測定結果	環境目標	
省エネルギーの推進	エネルギー 使用量の削減	10%削減	約6%削減	約8%削減
	電気使用量の削減	1.3%削減	削減	約1%削減
	灯油使用量の削減	41.2%削減	約28%削減	約28%削減
	ガス使用量の削減	20.9%削減	約14%削減	約14%削減
省資源の徹底	ガソリン使用量の削減	34.8%削減	約28%削減	約38%削減
	コピー用紙の使用抑制	24.2%/年	10%以上/年	約30%以上/年
	PPC用紙購入量(A4換算)	5.1%削減	10%削減	約20%削減
節水の徹底(水道使用量)		10.3%削減	節水の徹底	節水の徹底
リサイクルの推進	再資源化の推進 (廃棄物処分量削減)	40%削減	45%以上削減	約45%以上削減
グリーン購入の推進	グリーン購入の割合	72.5%	50%以上	70%以上
	古紙配合率	88.8%	70%以上	90%以上
	白色度70%使用割合	45.4%	30%以上	50%以上
低公害車等の導入		ディーゼル車1台を天然ガス車に更新	原則すべての更新車両に低公害車 低NOx車の導入	
その他	特定フロンの回収・保管	適正な管理を実施	本庁舎空調機器等の特定フロン等の適正管理	

注) エネルギー使用量、PPC用紙の購入量、廃棄物処分量等の削減率はH7年度が基準

## これまでの主な歳出抑制の取組

H 8年度 ↓ H 10年度	・事務事業の見直し	171億円
	・シーリングによる歳出の抑制	752億円
	・主要施設整備に関するプロジェクトの凍結 (8年度以降) 庁舎行政棟、議会棟、現代芸術文化センター等	
H 11年度	・主要事業の見直し　　(一般財源ベース)	220億円
	・その他の歳出抑制　　(一般財源ベース)	225億円
	・主要施設整備に関するプロジェクトの凍結(継続)	

## これまでの主な人件費抑制の取組

H 8年度 ↓ H 10年度	・人員の削減 [一般行政部門、教育部門(小・中・高等学校)]	3,000人
	・特別職・指定職の給与及び管理職手当のカット (H 9～H 10年度の各年度)	3億円
	・人事委員会勧告に基づく給与改定の1年間凍結 (H 9年度、H 10年度で)	150億円
	・特殊勤務手当の見直し(平年度ベースで)	6.6億円
H 11年度	・人員の削減 [一般行政部門、教育部門(小・中・高等学校)]	1,441人
	・普通昇給の延伸、定数内特別昇給の停止 (一般財源ベース)	120億円
	・特別職・指定職の給与及び管理職手当のカット	3億円

注) 内は、財政再建プログラム(案)に基づく給与抑制措置

## 平成11年度までの情報公開の取組状況

H9年度	・「大阪府公文書公開条例解釈運用基準」改正
H10年度	・長期保存文書目録と文書管理台帳（写）を府政情報センターに開架し、また、非公開会議の見直しに着手
H11年度	・各種申請書類のインターネットでの情報提供を開始（4月） ・府の刊行物の販売制度を実施（7月） ・情報公開制度全般にわたる改善方針として「新情報公開制度大綱」を策定（7月） ・大阪府公文書公開条例を改正し、大阪府情報公開条例を公布（10月）

## 平成11年度までの規制緩和と府民のための行政手続の取組状況

- ・ 1, 069項目の規制緩和と府民のための行政手続の取組を進めてきた。  
(下表)
- ・ 行政手続法及び大阪府行政手続条例に基づいて設定している審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導の指針について、それぞれの担当窓口等での閲覧に加え、これらを集めて府政情報センターに備え付け、府民が自由に閲覧できる体制を整備してきた。

## 規制緩和及び府民負担の軽減のために実施した項目

・ 許可等の基準、要件等の緩和を行ったもの	64項目
・ 許可等の有効期間を延長したもの	6項目
・ 提出書類を簡素化したもの	509項目
・ 提出書類の押印を見直したもの	389項目
・ 郵送等による受付又は交付を可としたもの	79項目
・ 電子データによる申請・報告を可としたもの	7項目
・ 出先機関の長等へ権限を委譲したもの	3項目
・ 標準処理期間の短縮をしたもの	1項目
・ 目的達成による条例等の廃止を行ったもの	11項目
計	1, 069項目

平成11年度までの行政の情報化の主な取組状況

①事務の効率化

- ・「大阪府行政情報化実施計画（共通事務）」の策定 （H11年3月）  
　　共通事務（給与、旅費、公共料金、物品事務）のシステム開発に着手
- ・「大阪府行政情報化推進基本要綱」を施行し、推進体制を整備  
　　（H11年6月）
- ・情報技術を活用した今後の文書事務のあり方について、報告「文書事務の電子化」を作成  
　　（H12年3月）

②府民サービスの向上

- ・大阪府ホームページを利用し、申請書様式の電子配布を開始 （H11年4月）  
　　H11年12月現在 約700種類の申請書を掲載済
- ・大阪府ホームページに本庁各課のメールアドレスを掲載し、府民からの意見の受付を拡大  
　　（H11年4月）
- ・民間企業の事例等を参考とした情報化による府民サービスの向上策を提言  
　　（H11年3月）
- ・「大阪府行政情報化指針」を策定  
　　（H12年3月）

③情報基盤の整備

- ・府内幹線LANを高速化（100 Mbps → 1 Gbps） （H11年9月）
- ・各部局等が自主的に情報化研修を実施できるよう研修所OA研修室の機器を入替  
　　（H12年1月）
- ・本庁各課にサーバ機を設置  
　　（H12年3月）

## 平成11年度までの権限委譲の取組状況

H9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪版地方分権推進制度」の創設 ⇒市町村へ事務委譲を行うにあたっての手続きや財源等必要な事項を示す。</li> </ul>
H10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害児の補装具の交付及び修理の決定など福祉分野を中心に14事務を市町村に委譲</li> <li>・事務委譲を円滑に推進するため、府職員の派遣（2市）、研修生の受け入れ（4市）を実施</li> </ul>
H11年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業に係る建築行為の許可などまちづくり分野を中心に16事務を市町村に委譲</li> <li>・事務委譲を円滑に推進するため、府職員の派遣（3市）、研修生の受け入れ（4市）を実施</li> <li>・地方分権一括法のH12年4月の施行に向け、事務処理の特例（府から市町村への事務委譲）条例の制定</li> </ul>
<p>（市町村への主な委譲事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業に係る建築行為等の許可</li> <li>・個人の土地区画整理事業の施行認可</li> <li>・土地区画整理組合の設立認可</li> <li>・路外駐車場設置（変更）の届出</li> <li>・優良住宅の認定</li> <li>・開発行為の許可等</li> <li>・宅地造成工事の許可等</li> <li>・貼り紙、立看板等の簡易広告物の除却</li> <li>・身体障害児の補装具の交付及び修理の決定</li> <li>・知的障害児・者の日常生活用具の給付</li> <li>・史跡・名勝・天然記念物の軽微な形状変更等の許可 等</li> </ul>	

## 平成11年度までの主な組織改正

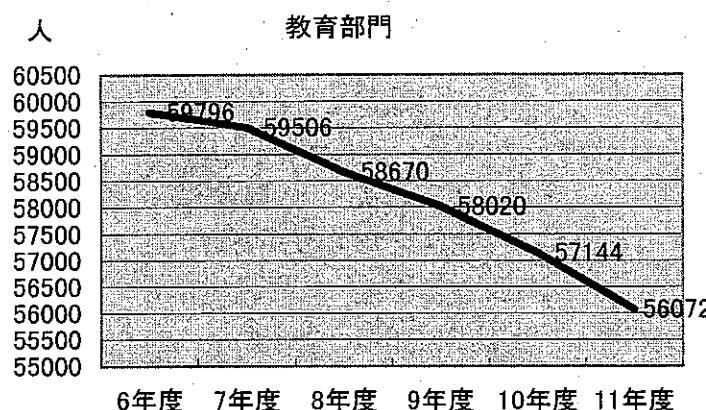
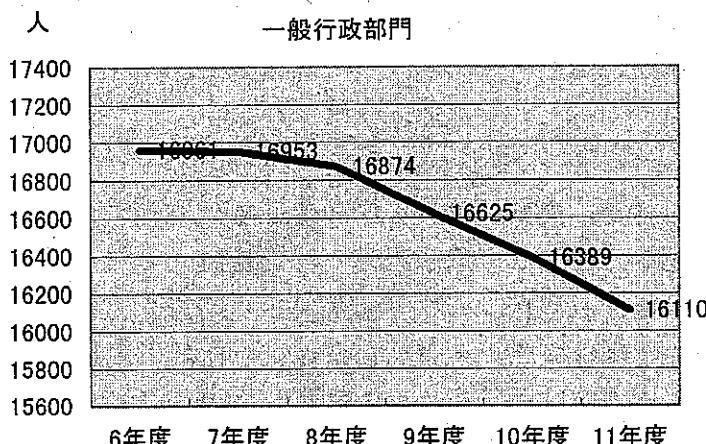
年度	区分	概要
H 8	本庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新産業の育成や産業立地政策の推進に向けた商工部の課の再編           <ul style="list-style-type: none"> <li>産業政策課、ソフト産業振興課、団体育成課</li> <li>⇒ 商工総務課、新産業振興課、立地経済交流課</li> <li>商業課 ⇒ 商業観光課</li> </ul> </li> <li>・事業の進捗状況を踏まえた企業局の再編           <ul style="list-style-type: none"> <li>内陸整備部、臨海整備部の廃止</li> <li>りんくうタウン 整備課、臨海事業課 ⇒ 臨海整備課</li> <li>など</li> </ul> </li> </ul>
	出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林行政の総合的な推進に向けた農林水産部出先機関の再編           <ul style="list-style-type: none"> <li>地域農業改良普及センター(7)、家畜保健衛生所(3)、</li> <li>自然保護事務所(5)、耕地事務所(4)</li> <li>⇒ 農と緑の総合事務所(4)、家畜保健衛生所(2)、</li> <li>地域農業改良普及センター(4)</li> </ul> </li> </ul>
H 9	本庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林行政の総合的な推進に向けた農林水産部の課の再編           <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興課、耕地課 ⇒ 農の振興整備室</li> <li>など</li> </ul> </li> </ul>
	出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働行政の効果的・効率的な推進に向けた労働行政の再編           <ul style="list-style-type: none"> <li>4事務所 1支所 ⇒ 3事務所</li> <li>など</li> </ul> </li> </ul>
H 10	本庁	<p>[10年ぶりの部局再編の実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トップマネジメントの補佐機能の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>審議室の設置</li> </ul> </li> <li>・N P O、ボランティアの総合調整機能の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>女性政策課 ⇒ 男女協働社会づくり課</li> </ul> </li> <li>・生涯スポーツ社会づくり推進体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年課 ⇒ スポーツ・青少年課</li> </ul> </li> <li>・環境行政と農林水産行政の総合的推進体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保健部環境局と農林水産部の統合</li> <li>農林水産部 ⇒ 環境農林水産部</li> </ul> </li> <li>・交通体系の総合的な推進体制及びまちづくりの推進体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>土木部、建築部の機能の再編</li> <li>建築部 ⇒ 建築都市部</li> </ul> </li> <li>・住宅地区開発事業と臨海土地造成事業の機動的な推進体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地業務課、宅地整備課 ⇒ 宅地室</li> <li>りんくうタウン 振興課、臨海整備課 ⇒ 臨海室</li> <li>など</li> </ul> </li> </ul>
	本庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政改革推進体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>行政改革室の設置</li> </ul> </li> <li>・介護保険推進体制の整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢介護室の設置</li> <li>など</li> </ul> </li> </ul>
	出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の進捗状況を踏まえた企業局出先事務所の再編           <ul style="list-style-type: none"> <li>臨海整備事務所、阪南整備事務所 ⇒ 阪南・臨海整備事務所</li> <li>など</li> </ul> </li> </ul>

## 平成11年度までの附属機関の新設・廃止の状況

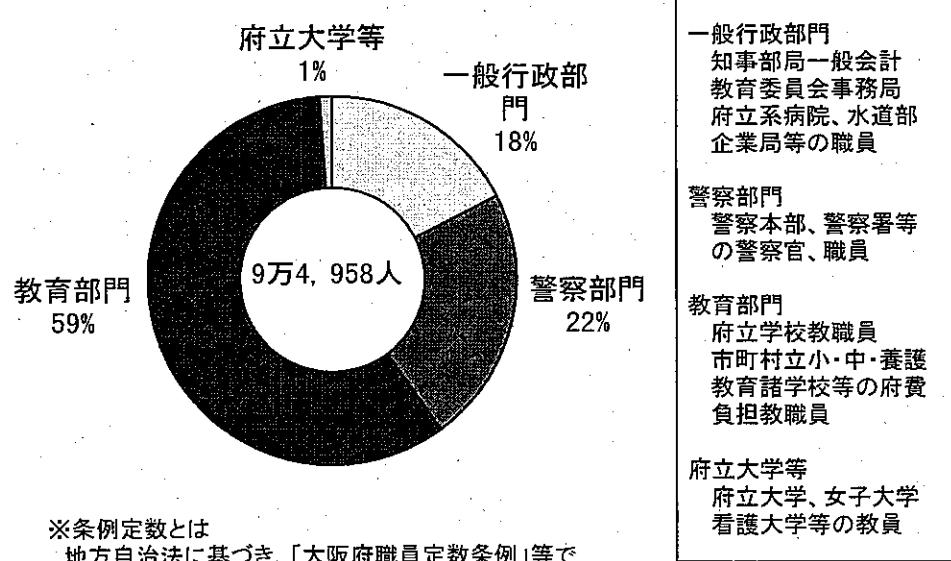
年度	新 設	廃 止	年度当初 設置数
H 8	・大阪府個人情報保護審議会 ・箕面都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理審議会※	・大阪府優生保護審査会※	8 0
H 9		・大阪府民劇場運営審議会 ・大阪府商工業振興審議会 ・大阪府交通安全対策審議会	7 7
H 10	・大阪府男女協働社会づくり審議会 ・大阪府環境影響評価審査会 ・大阪府人権施策推進審議会※ ・大阪府景観審議会※	・大阪府内職あっせん所運営審議会	7 8
H 11	・大阪府感染症の診査に関する協議会 ・大阪府介護保険審査会※	・大阪府税審議会	8 0

注) ※は年度途中の新設・廃止

## [職員数の推移]



## [条例定数の内訳(H11年度)]



## 民間交流制度の概要

	民間実務研修	教員の民間企業等派遣研修	職員の相互交流
目的	職員の能力開発、資質の向上を図るとともに経営感覚やコスト意識など民間の柔軟な発想を府政運営に活かしていくため、第一線の企業活動を体験させる。	教員を民間企業等へ派遣し組織や経営理念、人材育成等幅広く研修させることにより、社会の構成員としての視野を広げ、資質の向上と指導力の充実を図ることにより、学校教育を活性化する。	相互に職員を交流することにより、異なる組織風土を経験させて職員の視野を広めるとともに、資質の向上を図る。
研修生	庁内公募制度により選考された10名	民間企業等派遣研修実施要項により選考された10名	民間企業等2社 (各1名)
研修先	民間企業10社	民間企業等18社	
期間	原則1年間(最大3年まで延長可)	原則1年間	2年間

## 平成11年度までの人事・給与管理及び能力開発等の取組状況

	人事・給与管理	能力開発等
H 8年度 ～ H 9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員自身の業務適性等についての自己申告制度を導入</li> <li>・50歳以上を対象に特別退職制度（選択定年制）を導入</li> <li>・給料の調整額を見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階層別研修、専門研修の充実や自主研修の支援等職員研修事業の充実</li> </ul>
H 10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別退職制度の対象年齢を時限的に45歳以上に拡充するとともに退職手当の加算率の上限を引き上げ（20%⇒30%）</li> <li>・特殊勤務手当を見直し（97種類⇒47種類）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に第一線の企業活動を体験させる民間実務研修を実施</li> <li>・職員自らが希望する業務に応募できる庁内公募制度を実施</li> </ul>
H 11年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内旅費における日当の廃止</li> </ul>	

## 職員の勤務意欲の向上に資する取組（平成11年度）

- ・職員のチャレンジ精神と府政への参加意欲の高揚を図るため、職員自らが希望する公募業務に応募できる「庁内公募」制度を拡充
- ・特許等の発明者への補償金の上限を緩和するなど待遇改善を行い、試験研究に従事する職員等の発明及び研究に対する意欲の増進を図った。
- ・職員が自らの資質の向上を図るために行う長期の自主研修を支援するため長期自主研修支援制度を創設
- ・困難な業務に携わり、相当の努力をしている職員の仕事に対する熱意を高めるため、部長賞詞制度の拡充を図った。
- ・若手職員の問題意識の醸成を図り、勤務意欲を向上させるため、「知事と若手職員との意見交換会」を開催
- ・職員がより「やる気」をもって働くことができる職場づくりや働きがいのある仕事づくりを図るため、意識調査を実施
- ・府立学校の特色づくりの推進に向け、各学校の求める人材の活用を可能にするとともに、個々の教員の新たな知識や技能の習得等の自己啓発の契機とするため、教員の特技・得意分野の情報を自己申告により収集する登録システムを創設

## 平成11年度までの法人指導状況

H 8 年度	・運営上の課題等を有する法人について個別の対応方針を策定 ..... 29 法人
H 9 年度	・上記方針の策定 ..... 53 法人
H 10 年度	・上記方針の策定 ..... 49 法人 ・運営評価指標の策定 ・役員の退職手当のうち、功労加算分の廃止 ・代表者に対する役員報酬加算措置の廃止
H 11 年度	・上記方針に基づき、法人の決算公表にあわせて、経営健全化への中間的取組状況をとりまとめ（9月） ・民間人材の活用 ・利用料金制度の導入（4施設）※1 ・役職員数の見直し ※2 ・役員報酬体系の抜本的見直し ・役員の退職手当の廃止 ・役員の在職期間等の見直し

※1 利用料金制度の導入施設

- ・(財)大阪府地域福祉推進財団 「府立大型児童館ビッグバン」
- ・(株)大阪国際会議場 「府立国際会議場」（平成12年春開業予定）
- ・(財)大阪府農とみどり環境の整備公社 「府立花の文化園」
- ・(財)大阪労働協会 「府立労働センター」

※2 役職員数の見直し

H10年7月 H11年7月

- ・常勤役員 177名 → 157名 (△ 20名)
  - ・常勤職員 5,449名 → 5,106名 (△ 343名) (△ 6.3%)
- 但し、(財)国際見本市協会の清算に伴う職員数減 208名を含む。

## 平成11年度までの法人統廃合等状況

H 8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)大阪府青少年活動財団と(財)能勢の郷の統合</li> <li>・(財)日本民家集落博物館と(財)大阪府博物館協会の統合</li> <li>・(財)大阪府育英会と(財)大阪府私学振興会の事務局統合</li> </ul>
H 9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)大阪府臨海センターと(財)大阪府りんくうセンターの統合</li> </ul>
H 10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)大阪中央地場産業振興センターと(財)大阪中小企業情報センターの統合</li> <li>・(財)大阪府職業能力開発協会と(社)大阪府職業訓練協会の統合</li> <li>・(株)泉佐野コスモポリスの清算</li> <li>・(財)大阪府こども会育成連合会と(財)大阪府青少年活動財団の事務局統合</li> </ul>
H 11年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)国際見本市協会の清算</li> <li>・(財)大阪府農とみどり環境の整備公社と(財)大阪みどりのトラスト協会の事務局統合</li> </ul>



古紙配合率70%再生紙を使用しています